

徳島県告示第265号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡491番地100

代表者 代表取締役 小川裕義

(2) 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町1番地19

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イに規定するろ過施設及び同表第62号ロに規定する電解施設

(4) 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年5月26日から

令和8年6月16日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課